

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	温泉の利用許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認		
根拠法令の 名称・根拠条項	温泉法（昭和２３年法律第１２５号）第１６条第１項		
基準法令名	温泉法 第１５条第２項、第１６条第２項		
所管部室課名	健康医療部衛生管理課		
審査 基準	第１６条第２項において準用する第１５条第２項に規定する欠格事項に該当しないことを基準とする。		
標準処理期間	文書が提出先に到達した日の翌日から１０日間 ただし、次の期間は含まれない。 (1) 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、１２月２９日から翌年の１月３日までの日 (2) 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	健康医療部衛生管理課	１０日間
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		
備考			
最終改正年月日	令和２年４月１日		

参考

[根拠法令]

《温泉法》

(温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割)

第16条 前条第1項の許可を受けた者である法人の合併の場合（同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

[基準法令]

《温泉法》

(許可の基準)

第4条

1・2 (略)

3 前条第1項の許可には、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

(温泉の利用の許可)

第15条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。

- (1) この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 第31条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (3) 法人であって、その役員のうちに前2号のいずれかに該当する者があるもの

3・4 (略)

(温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割)

第16条 (略)

2 第4条第2項及び前条第2項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継する法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等)

第31条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第15条第1項の許可を取り消すことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 第15条第1項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(4) 第15条第1項の許可を受けた者が同条第4項において準用する第4条第3項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 (略)